長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 小田 誠
購読料一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

長崎高教組 第217回 定期中央委員会

「長崎高教組組織建設3か年（2015～2017年度）計画」を組合員一人ひとりのものにしよう。教職員の生活向上と権利を拡大し、民主教育を確立し、教育条件の整備向上を実現しよう。そのために、組織の強化・拡大を実現するため、「声かけ」から「対話」を、「明るく、気軽に、そして気長に」行っていきましょう。

県内各地から39人の中央委員集結

長崎高教組は、1月30日(土)、大村市民会館で第217回定期大会を開催しました。

県内各地から、各分会・支部の中央委員39人、本部5人が参加しました。

冒頭、執行委員会を代表して小田委員長から三点にまとめて挨拶がありました。第一は、「長崎高教組組織建設3か年（2015～17年度）計画」の一年目を総括し、「3か年計画」を組合員一人ひとりのものにし組織の拡大・強化にとりくむこと。第二は、学校現場の多忙化、超勤問題に触れ、「スクール」の語源であるギリシア語の「スコレー（skhole）」を紹介し、学校現場にこどもや教職員のさまざまなことを話し合う「ひま」を取り戻すこと。第三は、18歳選挙権の問題にかかわって、近代国家ではすべての生活が立法を含めた政治によって規定されていることを指摘し、若者を教え導く教職員が政治に積極的に参加していくことを強調しました。

本部から第1号～第4号議案の提案がなされ、質疑に対し本部が回答を行い、午前中は終了しました。

福山雅治の『くすのき』の大合唱

昼食休憩の時間に、労働金庫から財形貯蓄などの説明があり、午後の討論開始前に、初めてのとりくみとして、福山雅治の「くすのき」を合唱し、気持ちを一つにしました。

運動方針に関する討論

運動方針の第1号議案を中心とする討論では、「組織拡大・強化」、「生活と権利」、「民主教育、教育条件整備」、「憲法・平和」、「総括討論」の5分野に分け、延べ21人から発言がありました最後に本部見解を述べ討論を終了し、議案の採決が行われ、反対、保留なしで、本部提案の4つ議案がすべて採決されました。

以下、第1号議案に関する討論の概要を紹介します。

「組織強化・拡大のとりくみ」

佐世保商業(支部長)　井野口中央委員

佐世保支部は、加入促進のため、新規加入者に対し1年間の組合費の補助をおこなっている。今後も継続していきたい。

「声かけ」はやりやすいようでむずかしい。加入を決心させるワンフレーズがほしい。組合に入っていないと損することがあれば、入る人が増えるのではないか。

役員をすることがきついという声があるが、支部や分会の役員をすることの楽しみは何なのだろうか。

佐世保東翔　佐藤中央委員

方針では、新採・臨採・非常勤などの若い人をターゲットにしているが、中堅やベテランの先生方の加入や活躍に期待したい。

再任用の先生方に、その経験を活かして活動してもらうことはできないだろうか。そのために活動費などの手当をつけてもいいのでは。また、ベテランの先生の加入促進のため、退職記念品を魅力ある、豪華なものにするということは考えられないだろうか。

虹の原特支対馬分教室　田中中央委員

対馬支部では、対馬支部に転入してきた先生の歓迎会を開催した。ゆっくり話すことができ楽しい時間だった。組合員に人事異動の対象者が多く、来年度の支部の活動に影響が出ると危惧している。

障教部副部長として、島原特支で新加入があったことはとてもうれしいことだった。ただ特別支援学校の初任研の事例研究は、難しく時間もかかる。何らかの形でサポートしたい。

大崎　幾世中央委員

新規加入が実現したので、報告する。前分会長の山口先生が、年に数度若い人との食事会を開催し、若い先生方の本音を聞いたり、組合の紹介をしていた。島原や対馬での講師の経験の中でも、多くの組合員から声かけをされていたり、採用試験対策学習会でお世話になっていたりもしていた。

小浜　菅中央委員

「そろそろ入らんね」「考えます」という対話があって、1月に加入届が提出された。

すぐに結果が出たわけではないが、さまざまな働きかけが、1月に実ったと感じている。同時に、若い人たちの組合アレルギーは薄らいでいると感じた。

職場に、特定の思想を声高に主張する職員がいる中で、まともな話ができない。組合があると、人間らしい、本音で、楽しく話をすることができる。職場に組合がなくなると、職場の風通しが悪くなり、声の大きい特定の人たちによる、非民主的な学校、イエスマンばかりの学校になってしまうのではないか。組合の存在は、大切だと、あらためて感じている。

佐世保中央夜間　濱本中央委員

先日の大雪の際、日曜日の昼過ぎに教務主任から、月曜日は休校とする旨の連絡が入った。生徒たちに緊急に連絡をした。月曜日は、推薦入試の願書提出の締切日で、教務主任は歩いて登校したとのことであった。学校は休校となっているが、教職員も休みだと明言していないので、無理をして学校にでた先生もいた。学校が休校の場合、基本的にすべての教職員も特休となるようにしておくべきと考える。

（次号に続く）

濱本中央委員の発言と関連する、組合員と本部のメールを紹介します。

＜組合員からのメール＞

1月25日のような積雪で、通勤不可の場合、取れる特別休暇はありますか？

長崎から学校まで自家用車で通っていますが、その日は、JRもバスも運休で、道路も長崎バイパス、高速道路ともに通行不可でした。

同僚に訊いてみると、めんどくさいから年休にしたとの返事。あれだけの大雪の後です。年休は自己都合のようで、合わない気がします。こういう場合の特別休暇はないのでしょうか、お尋ねします。

＜本部からの返信＞

特別休暇の中に「災害交通遮断休暇」という休暇があります。県教委（人事班）も、「学校と自宅の距離を勘案して、歩いて来れない距離の場合は、この休暇を出してもらいいて良い」と回答しています。

「歩いて来れない距離」は具体的にどれくらいか、については高教組と県教委の主張は一致していませんので、実際には各学校で判断することになりますが、常識的な線は出ると思います。実際に、25日について特別休暇で処理している学校も報告されています。

＜再び組合員からのメール＞

ありがとうございました。昨日、分会長から申し入れをして、今朝の職朝で管理職から25日の扱いについて説明がありました。

本部に問い合わせをして本当によかったと思いました。「特休」のことを知らなければ、みんな年休で処理されたと思います。

組合のアピールにもなったと思います。

今回の件、ほんと組合に入ってて良かったと思いました。ありがとうございました！

組合の新サイト、スマホ、タブレットからもアクセスできて、便利です。

加えて、問合せの窓口があるのもいい！

2015確定交渉　いくつもの改善を引き出して妥結

12月25日からスタートした今年度の確定交渉は、その後、3回の交渉（1月8日・15日・22日）を積み重ね、高教組からは、毎回制限いっぱいの8人が参加しました。交渉の中で高教組は、70分会から集約された253筆の重点要求署名を県教委に提出し、学校現場の教職員の切実な要求を実現することを県教委に迫りました。その結果、いくつもの改善につながる回答を引き出すことができました（具体的な交渉結果は別掲のとおり）。高教組はこうした回答を評価し、15確定交渉は1月28日に妥結しました。

現業賃金交渉も第1次回答からの増額を実現して妥結

高教組は、確定交渉と並行して、2015年度の現業職員の賃金確定についての県教委交渉を、1月8日及び22日に行いました。2回の交渉には本部執行部2人、事務現業部組合員5人が参加しました。

第1回交渉で県教委は、他職と同様に、給料表の改善や一時金の支給月数の改善などを提案しました。これに対して高教組は、他職と同程度の改善提案であることを評価しながらも、引き上げ金額においても行政職と同じになるよう、さらなる改善を求めました。また、2018年度以降の再任用制度について、現業職で退職し、現行の制度で再任用制度の対象になる人（定年前の5年以内に退職し、定年の年齢に達した人）については、65歳まで再任用できるよう制度を継続することを求めました。

第2回交渉では、給料表の改善に関しては、高教組の要求どおり、最高号給と再任用の給与について行政職と同額の引き上げになるよう、それぞれ100円ずつ引き上げると回答しました。また、再任用制度に関しては、定年退職者については年金支給の年齢に達するまでは再任用を実施すると回答しました。

高教組は、これらの県教委回答について、1月23日の事務現業職員部総会で協議し、賃金改善の回答については、高教組の要求を反映したものと評価し、1月28日に妥結しました。

15確定交渉の結果

1．賃金関係　※（1）～（4）は2015年4月1日に遡って改善

（1）給料表の改善　　※現給保障の金額は増減なし

人事委員会勧告どおり改善

教育職2級では初任給～最高号給で2,800～1,100円の改善

（2）期末・勤勉手当の支給月数の引き上げ

一般職員：4.10月→4.20月　　再任用職員：2.15月→2.20月

※引き上げ分は全て勤勉手当にあてる。

（3）地域手当の改善

特別区：18%→20%　　大阪市：15%→16%

（4）単身赴任手当の改善

基礎額：2万6千円→3万円

距離区分に応じた加算額：6千円～5万8千円→8千円～7万円

（5）「給与構造改革」に伴う経過措置（現給保障）の延長

2015年度末としていた廃止時期を見直し、16年度以降も毎年度5千円ずつ減額して支給する。17年度までは支給し、廃止時期については改めて協議する。

（6）「給与制度の総合的見直し」に伴う経過措置（現給保障）の期間についての協議

3年間と回答していた期間について、16年度も引き続き協議する。

2．超勤縮減のための措置及び休暇制度の改善

（1）盆前後の「学校閉庁日」の設定

盆前後に教職員が6日程度連続して休みが取れるように、小・中・高・特支で全県一斉に「学校閉庁日」を設けるようにすることを文書で通知する。

（2）宿泊研修などの場合の勤務時間の割り振り変更

教職員が、学校教育活動に位置づけられた宿泊研修及び野外活動等の引率業務に従事する場合は、修学旅行に準じて勤務時間の割り振り変更（1泊2日は4時間、2泊以上は7時間）ができるようにすることを文書で通知する。

（3）忌引き休暇の改善

1）姻族にかかわる扱いの改善

姻族が死亡した場合で、職員又は配偶者が喪主の場合は、血族に準ずる取扱いとする。（非常勤職員にも適用）

2）非常勤職員の忌引きの日数拡大

配偶者が死亡した場合の日数：７日→１０日

3．臨時・非常勤職員の待遇改善

（1）常勤講師の定期健康診断について公費負担できるよう予算要求している。

（2）非常勤講師の報酬については、「ただ働き」はさせられないことなど、2007年度の交渉で県教委が回答した内容を改めて確認。

4．部活動手当について

「11年度の確定交渉で『土日の部活動指導については、本練習は２～３時間でも準備や自主練習・ミーティング等を含めれば４時間にはなると認識している。それらも含めて４時間なら申請できる』としていた考え方は変えていない」と回答し、校長会や事務長会で改めて説明することを確認。

第11回長崎の子どもと教育を考えるつどい

「18歳選挙権」って、どういうこと？

みんなで考えてみませんか？

各高校では模擬投票やディベートを取り入れた有権者教育・主権者教育のとりくみが喫緊の課題となっています。しかし、すでに選挙権がある大学生や青年たち、さらに大人たちさえ投票に行かない理由として「関心がない」「分からない」「投票してもどうせ社会は変わらない」をあげています。

また「忙しい中で面倒なことはしたくない」と選管からの説明会や模擬投票を実施して「選挙違反をしない」「投票には必ず行く」という「指導」だけに終わるような高校が多くなるかもしれません。

さらには高校生の校外での政治的活動を学校に届けさせる、「偏向教育」と教員へのいわれのない攻撃など、高校生や教職員を萎縮させるような文科省や議会・議員の動きもあります。そもそも「18歳選挙権」の前に、政治に参加すること、主権者になること、そのために高校生も大人も教職員も「何を見て、何を思い、何を考えるか」が大切になるのではないでしょうか。

「18歳選挙権」は始まります。これを「上手」に使いませんか。いい機会です。

高校生、大学生、父母、市民の方、高校教職員の皆様など、関心のある方、どなたでも参加できます。集まってみんなで考えてみませんか。

当日、多くの高校生、大学生の声を期待します。身近な高校生や大学生に声かけてください。分会を通して、参加申込みを行った高校生、大学生には交通費を保障します。

と　き　2016年２月27日（土）
13：00～　　受付
13：30　　開会
16：00　　閉会

会　場　長崎県教育文化会館　２階
長崎市筑後町２－１
TEL　095-822-5196

内　容

1　基調講演

山口　響さん（活水女子高校）

「『平和学』の講座をとおして、高校生を主権者に、市民に」のとりくみ（仮題）

2 パネルディスカッション

パネリスト　山口　響さん
筒井涼介さん（N-dove）
高校生　　他

3 フリートーク（質疑・応答等）

フロアからの発言、教職員、保護者だけでなく、選挙権を得る高校生や大学生からの積極的な発言を大いに期待しています。

かわいい鬼の訪問

節分を前に、伊良林保育園から、かわいい鬼たちが訪問してくれました。安倍政権や戦争法を退治して欲しいものです。